

一般社団法人ホッケージャパンリーグ  
新規リーグ加盟チーム提出書類について

一般社団法人ホッケージャパンリーグでは、日本リーグ憲章に基づき、日本ホッケーのさらなる水準向上のため、加盟するチームに対して、基準を設けております。2020シーズンの新規加盟チームにおいて、以下の5つの基準について理事会で審査し、正会員の入会を決定いたします。

No	基準	目的
1	競技基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>選手契約が適法、適正に締結されていること</li> <li>選手の医療ケアを充実させること</li> </ul>
2	施設基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>選手がベストなプレーができる試合環境の確保</li> <li>トップリーグにふさわしい設備や雰囲気を備えたスタジアムの整備促進</li> <li>安全性を兼ね備えた観戦環境の向上</li> </ul>
3	人事体制・組織運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が適切な方法で運営管理されること</li> <li>申請者が一定ノウハウおよびスキルを持つ者を有すること</li> <li>チームが資格を有する監督およびコーチによりサポートされること</li> </ul>
4	法務基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が日本国の法律に準拠して適法に運営されていること</li> <li>法令違反などにより社会的信用が失墜しないようにすること</li> </ul>
5	財務基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホッケージャパンリーグの安定的な開催を保護すること</li> <li>クラブの財務状況を安定し、向上させること</li> <li>クラブの透明性を確保し、信頼性を維持すること</li> <li>クラブの利害関係者の保護を重視すること</li> </ul>

基準ならびに提出書類は以下の通りです。(等級A:提出必須、等級B:提出任意)

競技基準

基準番号	等級	内容
S.01	A	<p>スクールの活動状況の報告</p> <p>(1) 基準 申請者が、スクールを運営している場合(関連する法人が運営する場合も含む)には、活動状況を事務局に報告しなければならない。</p> <p>(2) 提出資料 申請者は、以下の資料を申請期日までに、事務局に提出しなければならない。 ①スクールを運営しているか否かを記載した書面 ②(スクールを運営している場合には)生徒数、授業料などスクールの概況がわかる資料(書式自由)</p>
S.02	A	<p>選手の医療面でのケア</p> <p>(1) 基準 申請者は、トップチームでプレーするすべての選手に対して、チェックを年に1回受診させなければならない。また負傷等に備えて傷害保険にも加入しなければならない。</p> <p>(2) 提出資料 申請者は、以下の資料を事務局に提出しなければならない。ただし、期限および提出先は別途チェアマンが指示する。 ① メディカルチェックの報告書</p>
S.03		<p>プロ選手との書面による契約</p> <p>(1) 基準</p>

	B	申請者は、すべてのプロ選手と書面によって契約を締結しなければならない。 (2) 提出資料 申請者は、以下の資料を事務局に提出しなければならない。ただし、期限および提出先は別途チェアマンが指示する。 ① プロ選手との契約書(覚書など選手契約に関する全ての書面を含む)
S.04	B	アマチュア選手との契約の報告 (1) 基準 申請者は、すべてのアマチュア選手と書面によって契約を締結しなければならない。 (2) 提出資料 申請者は、以下の資料を事務局に提出しなければならない。ただし、期限および提出先は別途チェアマンが指示する。 ① アマチュア選手との契約書(覚書など選手契約に関係する全ての書面を含む)
S.05	A	トップチームの編成状況の報告 (1) 基準 申請者は、申請期日が属するシーズンのトップチームのヘッドコーチ、アシスタントコーチおよび選手を事務局に報告しなければならない。 (2) 提出資料 申請者は、以下の資料を申請期日までに、事務局に提出しなければならない。 ① ヘッドコーチ、アシスタントコーチ、選手一覧表(リーグ様式)

#### 施設基準

基準番号	等級	内容
I.01	B	ホームグラウンド (1) 基準 申請者は、トップチームが練習できる、以下のいずれかの条件を満たすグラウンドを確保していることが望ましい。 ただし、震災や事故等またはスタジアムの新設計画や改修計画がある場合等、理事会がやむを得ない事情があると判断した場合には、本基準の判定において特別な取扱いを行うことができるものとする。 イ.申請者がスタジアムを所有していること ロ.申請者と使用するスタジアム所有者との間でリーグの公式試合においてスタジアムを使用できることが、書面にて合意されていること。 (2) 提出資料 申請者は、以下の資料を、申請期日までに事務局に提出しなければならない。 ① 施設所有者及び申請者が押印して作成された「ホームグラウンド使用確認書」(原則としてリーグ様式)
I.02	B	ホームグラウンド要件 (1) 基準 基準I.01のホームグラウンドは、公益社団法人日本ホッケー協会の「ホッケー競技場施設基準」の条件を充足していなければならない。ただし、震災や事故等またはスタジアムの新設計画や改修計画がある場合等、理事会がやむを得ない事情があると判断した場合には、本基準の判定において特別な取扱いを行うことができるものとする。 (2) 提出資料 申請者は、以下の資料を事務局に提出しなければならない。ただし、期限および提出先は別途チェアマンが指示する。 ① 公認フィールド証明書 ② 「ホームグラウンド検査要項」で定める提出書類(必要に応じて事務局より依頼)

#### 制・組織運営基準

基準番号	等級	内容
------	----	----

P.01	A	<p>クラブ事務局</p> <p>(1) 基準</p> <p>申請者は、以下の各号の情報を事務局に書面で報告しなければならない。</p> <p>①チーム名および法人名</p> <p>②設立年月日</p> <p>③決算月</p> <p>④事務所の所在地(複数ある場合はすべて記載する)・所有、賃貸の区分</p> <p>⑤メイン練習場名・所在地</p> <p>⑥ホームグラウンド名・住所・所有者・指定管理者</p> <p>⑦株主</p> <p>⑧主要スポンサー</p> <p>⑨取引金融機関</p> <p>⑩役員・従業員</p> <p>⑪その他ホッケー・ジャパンリーグが指定する事項</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>申請者は、以下の資料を申請期日までに、事務局に提出しなければならない。</p> <p>①会社概要表(ホッケー・ジャパンリーグ様式)</p> <p>②担当者等一覧表兼変更通知(ホッケー・ジャパンリーグ様式)</p> <p>③役員一覧表(書式自由)</p> <p>④組織図(書式自由)</p>
P.02	A	<p>代表取締役等</p> <p>(1) 基準</p> <p>申請者には、適用法令に従って適切に選定された代表取締役または代表理事がいなければならない。</p> <p>実行委員に選任された代表取締役または代表理事は、リーグ実行委員会に出席する義務を負う。なお、代表取締役または代表理事は、広報・マーケティング担当を除く、他の基準に定められた担当と兼務できるものとする。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>申請者は、以下の資料を申請期日までに、事務局に提出しなければならない。</p> <p>① P.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知(ホッケー・ジャパンリーグ様式)</p> <p>② 職務経歴が分かる資料(チェアマンが指定した場合のみ)</p>
P.03	A	<p>財務担当</p> <p>(1) 基準</p> <p>申請者は、クラブの経理・財務に関する事項について責任を有する常勤の財務担当を置かなければならない。</p> <p>また、当該担当者は、ホッケー・ジャパンリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならない。なお、ホッケー・ジャパンリーグに適格性を認められたものでなければならない。</p> <p>なお、財務担当は、代表取締役とのみ兼務することができる。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>申請者は、以下の資料を申請期日までに、事務局に提出しなければならない。</p> <p>①P.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知(ホッケー・ジャパンリーグ様式)</p> <p>②職務経歴が分かる資料(チェアマンが指定した場合のみ)</p>
P.04	A	<p>運営担当</p> <p>(1) 基準</p> <p>申請者は、試合運営に関する事項について責任を有する常勤の運営担当を置かなければならない。</p> <p>また、当該担当者は、ホッケー・ジャパンリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならない。なお、ホッケー・ジャパンリーグに適格性を認められたものでなければならない。</p> <p>なお、運営担当は、代表取締役および広報・マーケティング担当とのみ兼務することができる。</p>

		<p>(2) 提出資料</p> <p>申請者は、以下の資料を申請期日までに、事務局に提出しなければならない。</p> <p>①P.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知(ホッケージャパンリーグ様式)</p> <p>②職務経歴が分かる資料(チェアマンが指定した場合のみ)</p>
P.05	A	<p>広報・マーケティング担当</p> <p>(1) 基準</p> <p>申請者は、メディアに関する事項について責任を有する常勤の広報・マーケティング担当を置かなければならない。</p> <p>また、当該担当者は、ホッケージャパンリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならない。また、ホッケージャパンリーグに適格性を認められたものでなければならない。</p> <p>なお、広報・マーケティング担当は、代表取締役および運営担当とのみ兼務することができる。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>申請者は、以下の資料を申請期日までに、事務局に提出しなければならない。</p> <p>①P.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知(ホッケージャパンリーグ様式)</p> <p>②職務経歴が分かる資料(チェアマンが指定した場合のみ)</p>
P.06	A	<p>医師(メディカルドクター)</p> <p>(1) 基準</p> <p>申請者は、シーズンを通して選手のケガ、病気、ドーピング等の対応・相談のできる日本国医師免許を保有している医師を1名以上置かなければならない。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>申請者は、以下の資料を申請期日までに、事務局に提出しなければならない。</p> <p>①P.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知(ホッケージャパンリーグ様式)</p>
P.07	A	<p>トレーナー</p> <p>(1) 基準</p> <p>申請者は、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するトレーナーを置かなければならない。なお、トレーナーは、医療に関わる以下のいずれかの国家資格等を保有しているものとする。</p> <p>①理学療法士</p> <p>②柔道整復師</p> <p>③あん摩マッサージ指圧師</p> <p>④はり師</p> <p>⑤きゅう師</p> <p>⑥公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー</p> <p>⑦上記①～⑥に準ずる資格(海外の資格を含む)を持ち、ホッケージャパンリーグが認めた者</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>申請者は、以下の資料を申請期日までに、事務局に提出しなければならない。</p> <p>① P.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知(ホッケージャパンリーグ様式)</p> <p>② 第1項①から⑥までに該当する資格認定証の写し</p> <p>③ 申請者と当該トレーナーとの雇用契約書あるいはそれに準ずる書類の写し</p>
P.08	A	<p>ヘッドコーチ</p> <p>(1) 基準</p> <p>申請者は、以下のいずれかの条件を満たすものをトップチームのヘッドコーチとして置かなければならない。</p> <p>① ホッケーコーチ4</p> <p>なお、申請者の責に帰さない事由その他やむを得ないと認められる事由により、本来保持すべき基準を有したヘッドコーチが配置できない場合については、理事会が別途定めるとおりに取り扱うものとする。</p> <p>(2) 提出資料</p>

		申請者は、以下の資料を申請期日までに、事務局に提出しなければならない。 ①P.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知(ホッケージャパンリーグ様式) ②職務経歴が分かる資料(チェアマンが指定した場合のみ)
P.09	A	提出後の変更通知義務 (1) 基準 申請者は、人員に変更が生じた場合には、ただちに事務局に報告しなければならない。 (2) 提出資料 申請者は、以下の資料を、変更が生じた日から3日以内に、事務局に提出しなければならない。 ① 担当者等一覧表変更通知(ホッケージャパンリーグ様式)

法務基準

基準番号	等級	内容
L.01	A	宣言書 (1) 基準 申請者は、以下の内容を遵守する旨の宣言書を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、事務局への提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。 ①国際ホッケー連盟(以下「FIH」という)、JHAおよびホッケージャパンリーグの規約、規程、規則および決定が法的拘束力のあるものであることを認めること ②国際的な次元の紛争、とりわけFIHが関与している紛争について、CAS(スポーツ仲裁裁判所)の専属的管轄を認めること ③FIHおよびJHA基本規程に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること ④JHAまたはホッケージャパンリーグに公認されている競技会で競技すること ⑤FIHに公認されている競技会に出場すること(ただし、本号は親善試合については適用されない) ⑥ホッケージャパンリーグに提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること ⑦申請書類の提出後に発生した、重大な変更、経済的重要性のある事象または状況および事後的な事象の発生について、本交付規則に定められた期限までに事務局に通知すること ⑧収益事業(放映権、スポンサー権益、商品化権など)やプロパティ方針(商標、肖像など)についてはホッケージャパンリーグの方針に従うこと (2) 提出資料 申請者は、以下の資料を申請期日までに、事務局に提出しなければならない。 ① 宣言書(ホッケージャパンリーグ様式)
L.02	A	クラブの登記情報 (1) 基準 申請者は、株式会社または一般社団法人もしくは特定非営利活動法人として法人格を有していなければならない。 (2) 提出資料 申請者は、以下の資料を申請期日までに、事務局に提出しなければならない。 ① 申請者の定款原本の写し ② 申請者の登記簿謄本の写し(申請期日より3か月前以内に発行されたものであり、申請期日における申請者の現況を反映しているものであること) ③ 申請者の印鑑登録証明書の写し(申請期日より3か月前以内に発行されたものであること)
L.03		他クラブの経営等への関与の禁止 (1) 基準 申請者は、クラブの経営、管理運営および/または競技活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣言する旨の文書を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、事務局への提出期限3か月前以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。

	A	<p>①同じ競技会に出場している他のクラブの証券または株式を、重大な影響を与える割合で保有するかまたは取引すること</p> <p>②同じ競技会に出場している他のクラブの株主の議決権の過半数を有すること</p> <p>③同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること</p> <p>④同じ競技会に出場している他のクラブの株主であり、かつ、そのクラブのその他の株主と締結した契約に従って、当該クラブの株主議決権の過半数を単独で有していること</p> <p>⑤同じ競技会に出場している他のクラブの社員であること</p> <p>⑥同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動に何らかの地位において関与していること</p> <p>⑦同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動について何らかの権限を有していること</p> <p>(2) 提出資料 申請者は、以下の資料を申請期日までに、事務局に提出しなければならない。</p> <p>① 宣言書</p>
L.04	A	<p>訴訟の報告</p> <p>(1) 基準 申請者は、申請者が訴訟を提起した場合または提起された場合には、事務局に報告をしなければならない。</p> <p>(2) 提出資料 申請者は、以下の資料を、訴訟を提起した日または訴状を受領した日から7日以内に事務局に提出しなければならない。</p> <p>① 訴訟の内容がわかる資料</p>
L.05	A	<p>交付後の重要な後発事象の報告義務</p> <p>(1) 基準 申請者は、の交付を受けた後、本交付規則に定めた事項の他、申請書類に記載した事項について重大な変更、経済的重要性のある事象または状況および事後的事象(以下「重大事象」という。)が発生した場合、事務局に報告しなければならない。</p> <p>(2) 提出資料 申請者は、以下の資料を、重大事象が発生した日から7日以内に事務局に提出しなければならない。</p> <p>① 重大事象の具体的内容が分かる資料</p>

#### 財務基準

基準番号	等級	内容
F.01	A	<p>利益基準</p> <p>(1) 基準 申請者の計算書類において、3期連続で当期純損失を計上した場合は、本基準は充足しないものと判定する。決算期変更により事業年度が1年未満の場合の判定方法はチェアマンが決定するものとする。</p> <p>(2) 提出資料 ①申請者は、以下の資料を事業年度終了後3カ月以内に事務局に提出しなければならない。 イ計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表) ロ法人税確定申告書一式(別表・勘定科目内訳書などを含む税務署に提出した書類全て) ハ勘定科目明細(ロで税務署に提出する勘定科目内訳書が含まれている場合は不要) ニ固定資産減価償却内訳表 ホ監査役 of 監査報告書(写し) ヘ株主一覧表(決算日現在の全株主) ト前年度の損益実績表(ホッケー・ジャパンリーグ指定様式) チ子会社および実質的に支配している会社等(社団法人、特定非営利活動法人を含む)を保有している場合には、当該会社等のイからハまでの資料 ②申請者は、以下の資料を申請期日までに、事務局に提出しなければならない。 イ今年度の損益見込み(書式自由。ただし、事業年度の開始から9月末日または10月末日までの各科目の実績数値を必ず記載すること) ロ資金繰り予測表(書式自由。ただし、事業年度の開始から9月末日または10月末日までの実績数値を記載し、翌年の3月までの予測数値を必ず記載すること)</p>

F.02	A	<p>純資産基準</p> <p>(1) 基準 申請者は、債務超過であってはならない。 申請者の計算書類において、申請期日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである(債務超過である)場合は、本基準は充足しないものとする。</p> <p>(2) 提出資料 なし</p>
F.03	A	<p>資金繰り基準</p> <p>(1) 基準 申請者は、資金繰りが安定していることを要する。 申請者の対象シーズンの資金繰りの状況が、公式試合の安定的な開催に著しく支障をおよぼすと認められる場合には、本基準は充足しないものとする。</p> <p>(2) 提出資料 なし</p>
F.04	A	<p>監査</p> <p>(1) 基準 提出される申請者の計算書類は、監査法人または公認会計士による監査を受けていなければならない。 また、当該監査報告書で否定的な意見が付されるかまたは意見不表明となった場合は、本基準は充足しないものとする。</p> <p>(2) 提出資料 以下の資料は、事業年度終了後3カ月以内に事務局に提出しなければならない。 ① 公認会計士または監査法人の監査報告書</p>
F.05	A	<p>報告内容の修正義務</p> <p>(1) 基準 事務局に既に提出された計算書類および税務申告書の数値が、会計監査または税務調査などの理由で修正を行った場合には、事務局に書面をもって報告しなければならない。</p> <p>(2) 提出資料 申請者は、以下の資料を、修正が行われた日から7日以内に事務局に提出しなければならない。 ①修正された計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表) ② 修正された法人税確定申告書一式 ③ 修正された内容および理由が分かる資料</p>
F.06	A	<p>期限経過未払金の皆無</p> <p>(1) 基準 申請者は、以下の各号の期限経過未払金があってはならない。 申請者に、申請期日現在、契約上・法律上の義務に関して、以下の各号の期限経過の未払金がある場合は、本基準は充足しないものとする。ただし、審査日前日までに完全に和解決した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合を除く。 ① 選手への給料・報酬 ② ヘッドコーチ・アシスタントコーチへの給料・報酬 ③ 他のクラブへの移籍金等の債務 ④ 従業員への給料 ⑤ 税務当局に対して納付すべき額 ⑥ 社会保険当局に対して納付すべき額</p> <p>(2) 提出資料 申請者は、以下の資料を、申請期日までに事務局に提出しなければならない。 ① 宣言書(ホッケー・ジャパンリーグ様式) ② 納税証明書(チェアマンが指定したクラブのみ)</p>
F.07		<p>交付の決定に先立つ表明書</p> <p>(1) 基準 申請者は、直近の事業年度末日以降、本表明書提出日までの間に以下の事項が発生したか否かを書面により事務局に報告しなければならない。 ① 自然災害および事件、事故により500万円以上の損害を被った場合 ② 契約金額が300万円(税抜)以上のスポンサーが倒産した場合、もしくは入金期限から3カ月を超えても入金がない場合 ③ 増資・減資の実行または取締役会の決議があった場合</p>

	A	<p>④ 基準F.01で提出した当期の損益見込みにおいては当期純利益を計上する見込みであったが、当期純損失を計上することが見込まれることとなった場合</p> <p>⑤ 基準F.01で提出した当期の損益見込みから、当期純利益(当期純損失)が30%以上ブレることが見込まれることとなった場合</p> <p>(2) 提出資料 申請者は、以下の資料を指定する期日までに事務局へ提出しなければならない。なお、第1号の事象が発生していない場合であっても、その旨を記載して以下の資料を提出しなければならない。</p> <p>① 表明書(ホッケージャパンリーグ様式) ② 第1号に該当がある場合、内容を詳細に説明する資料</p>
F.08	A	<p>損益見込み(予算)の提出</p> <p>(1) 基準 申請者は、申請期日が属する申請者の事業年度の年次の損益見込みを科目ごとの明細とともに、事務局に提出しなければならない。なお、当該損益見込みは、取締役会または理事会(取締役会設置会社でない場合は株主総会)で承認されたものであり、合理的に達成が可能であると判断されたものでなければならない。</p> <p>(2) 提出資料 申請者は、以下の資料を、事業年度が開始する前日(3月決算の場合は3月末日)までに事務局に提出しなければならない。</p> <p>① 損益見込み(書式自由)</p>
F.09	A	<p>クラブ間の金銭貸借の禁止</p> <p>(1) 基準 申請者は、他の申請者およびクラブと金銭の貸借(第三者を経由しての金銭の貸借を含む。)を行ってはならない。 なお、既に上記に該当する金銭の借入を行っている申請者は、2019年3月末日までに金銭の貸借を解消しなければならない。</p> <p>(2) 提出資料 なし</p>

以上